最終更新日：2017年8月3日

株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス

代表取締役社長 塚田　眞人
問合せ先：取締役執行役員　森田　正和
証券コード：6879
https://www.imagicarobot.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、誠実な精神をもって新たな価値創造につとめ、世界の人々に「驚きと感動」を与える映像コミュニケーショングループを目指すことを経営理念に掲げ、これらを実現するためにコーポレート・ガバナンスをグループ経営における重要課題の一つであると認識し、経営の透明性向上、コンプライアンス遵守及び意思決定の迅速化を追求すべく各種施策に取り組んでおります。
また、これらコーポレート・ガバナンスの考え方を適切に実現するために、内部統制に関する基本的な考え方や取組方針等を、「内部統制システムの整備に関する基本方針」として定めております。
当社におけるコーポレート・ガバナンスの具体的な取り組み等につきましては、本報告書の各項目をご参照ください。
なお、当社グループの企業経営と企業統治に関する基本姿勢を示した「コーポレートガバナンスに関するポリシー」につきまして、現在策定中であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

（原則1－4）いわゆる政策保有株式
当社は、いわゆる政策保有株式については、事業提携や取引関係の強化、情報収集の観点から当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合に取得することとしており、取得後は、初期の目的の達成度合、株価の状況等を勘案し、保有の継続の是非を決定しております。また、株主としての権利を行使すべく、全ての議案に対して議決権を行使することとし、保有先の中長期的な企業価値向上の観点から当該企業の経営状況を勘案し、議案ごとの賛否を適切に判断いたします。

（原則1－7）関連当事者間の取引
当社では、「取締役会規程」において会社と取締役間の取引の承認、取締役の競業取引の承認が取締役会付議事項として明記されております。また、取引実施後においても取締役会にて報告することとしております。取締役および取締役が実質的に支配する法人との取引は、取締役会での決議を要することとし、年1回年度末後にその年度内における取引の有無調査を行っており、関連当事者間の重要な取引について管理する体制を構築しております。なお、株主の利益を保護するため、役員等の当社関係者がその立場を濫用して、当社や株主の利益に反する取引を行うことを防止することに努めております。

（原則3－1）情報開示の充実
(1) グループ経営理念および決算説明会資料を当社ウェブサイトに掲載しており、理念に即した当社グループの方向性を、当社ウェブサイトや株主通信等にて、社長メッセージの形式で掲載しております。また、本年中期経営計画を策定し説明会を開催しました。説明会で公表した資料につきまして当社ウェブサイトにおいて掲載を行っております。
(社長メッセージ：https://www.imagicarobot.jp/corporate/message.html)
(中期経営計画：https://www.imagicarobot.jp/ir/library/presentation.html)

(2) コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方を当社ウェブサイト、コーポレート・ガバナンス報告書、有価証券報告書に記載しております。
(コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方：https://www.imagicarobot.jp/corporate/governance.html)

(3) 取締役、執行役員については、役員報酬制度に則って「基本報酬」と「変動報酬」とで構成される報酬計算基準が策定されており、それによって決定しております。上記計算基準により計算された結果について、代表取締役会長と社外取締役3名により構成される人事諮問委員会での審議を経て、取締役会に報告し、承認を得ます。

(4) 取締役（監査等委員である取締役を除く）候補の選任に際しては「経営人材指標」の必要要件に照らして人選を行い、人事諮問委員会での審議を経て指名され、取締役会にて承認を行います。監査等委員である取締役候補の選任に際しては、監査等委員として必要な力量、経験と資質を保有しているこ とを前提に人選を行い、人事諮問委員会での審議を経て指名され、監査等委員会の同意を経て取締役会にて承認を行います。執行役員の選任に際しては、「経営人材指標」の必要要件に照らして人選を行い、人事諮問委員会での審議を経て指名され、取締役会にて承認を行います。

(5) 取締役会および監査等委員会において、候補者の有する経験・知識、業績評価を踏まえた上で、候補者の指名を行っており、「株主総会招集ご通知」に略歴とともにその選任理由を記載しております。
(株主総会招集通知：https://www.imagicarobot.jp/ir/library/pdf/stockholders _ meeting _ 201706 _ 1.pdf)

（補充原則4－1－1）経営陣への委任の範囲
当社取締役会は、業務執行の監督機能を担うとともに、法令上必要な決議ならびに当社取締役規程により定められた取締役会付議事項の審議・決議等を通じて、会社全体に関する重要な意思決定を行っております。また、取締役会規程、職務権限規程、グループ会社管理規程により、経営に及ぼす重要度により項目毎に金額基準等の付議基準を定めると同時に、社長執行役員以下経営陣の各意思決定者の決裁、承認に関する権限を明確に定めております。

(原則4－9) 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は、独立社外取締役の独立性については、金融商品取引所が示す独立性判断基準等に基づき判断しております。また、独立社外取締役の選任にあたっては、人事諮問委員会での審議および取締役会における十分な議論を通じて取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者として選定しております。

(補充原則4－11－1) 取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方
現在は適切な規模として取締役6名で構成されており、社内取締役については適切な意思決定を行うために、映像事業に関わる各分野における専門的知識と豊富な経験を有する人物を選任しており、経営管理、企業再編、グローバルビジネス等の分野での豊富な経験と知識を有している社外取締役を選任しております。
この他、役員として監査等委員である取締役3名がおります。監査等委員である社外取締役は経営者及び弁護士であり、それぞれの分野での高度な知識を有しております。
このように、取締役会全体として、知識・経験・能力のバランスや多様性に配慮した構成としております。

(補充原則4－11－2) 取締役の兼任状況
取締役の他社での兼任状況につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書、コーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っております。また、各取締役の当社グループ以外の上場会社での兼任は、合理的な範囲に留めております。
(株主総会招集通知：https://www.imagicarobot.jp/ir/library/pdf/stockholders_meeting_201706_1.pdf)
(有価証券報告書：https://www.imagicarobot.jp/ir/library/pdf/statements2017_4q.pdf)

(補充原則4－11－3) 取締役会の実効性について分析・評価
当社では、全役員を対象に取締役会の運営等に関して、無記名のアンケートを行い、取締役会全体の実効性についての分析と評価を行いました。その結果、取締役会全体の実効性が概ね確保されていると評価しました。一方で、資料の事前配布の早期化、企業戦略や中長期的な課題について議論する時間の十分な確保と更なる活発な議論の推進など、課題が認識されましたので、改善を推進してまいります。

(補充原則4－14－2) 取締役に対するトレーニングの方針
取締役就任に当たっては、原則としてすでにその資質を身につけている人を選任しておりますが、改めて役員として遵守すべき法的な義務と責任（会社法、金商法）、財務知識と企業分析、取締役としての判断と行動に関するケーススタディの内容にて、会社の費用支払により外部研修機関を活用した役員研修を実施しております。独立社外取締役を招聘する際には、当社の経営戦略、事業内容、財務内容等について個別に説明の機会を設け、主要事業会社を視察するなどのオリエンテーションを行っております。

(原則5－1) 株主との建設的な対話に関する方針
当社では、IR担当部門である企画部担当役員をIR担当役員に指定し、経営管理部、総務部等のIR活動に関連する部署と日常的な部署間の連携を図っております。
機関投資家からの面談依頼に対しては積極的に応じるとともに、投資家との個別面談以外にも、電話取材等のIR取材は企画部にて積極的に受け付けており、投資家の希望に応じて、スモールミーティング等の機会を設ける体制を整備しております。また、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を半期毎に開催し、社長が説明を行っております。一方、個人株主からの問い合わせについてもIR担当者が積極的に対応する体制を整備しております。さらに、株主・投資家の要請を踏まえつつ合理的な範囲で、社長やIR担当役員が面談に対応いたします。
株主・投資家との対話を通じて把握した意見等は適宜集約し、必要に応じて経営陣および関連部門へフィードバックし、情報の共有を行っております。
なお、株主・投資家との対話に際しては、インサイダー取引防止規程に則り、インサイダー情報の管理を適切に運用するとともに、決算発表前の2週間をIR活動沈黙期間とし、株主・投資家の皆様との対話を制限しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社クレアート	26,979,220	60.58
株式会社三井住友銀行	1,244,500	2.79
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	848,000	1.90
奥野　敏聡	615,000	1.38
株式会社三井住友信託銀行	512,000	1.15
イマジカ・ロボットホールディングス従業員持株会	499,450	1.12
長瀬　文男	403,200	0.91
株式会社TBSテレビ	320,000	0.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	304,700	0.68
株式会社AOI Pro.	300,000	0.67

支配株主(親会社を除く)の有無	株式会社クレアート
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主は純粋持株会社であり、取引関係が存在しないため、該当事項はありません。将来的に支配株主との取引が行われる可能性が発生した場合は、一般の取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、取締役会において取引内容および取引の妥当性を審議のうえ決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
ニコラス　エドワード　ベネシュ	他の会社の出身者											
中内　重郎	他の会社の出身者											
千葉　理	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
ニコラス　エドワード　ベネシュ		○	米国カリフォルニア州、ニューヨーク州弁護士 株式会社ジェイ・ティ・ピー 代表取締役 公益社団法人会社役員育成機構代表理事 在日米国商工会議所成長戦略タスクフォース委員長	行政機関等における豊富な経験及びコーポレートガバナンスにかかる幅広い知識と高い見識を備えており、グローバルな視点から当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に充分な役割を果たしていることから引き続き当社社外取締役として就任しています。 また、「独立役員の独立性に関する事項」における独立性に関する判断基準に掲げられている事由に該当がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

中内　重郎	○	○	有限会社ジェイ･アンド･エヌコンサルティング 代表取締役 COCHI consulting (Shanghai) Co., Ltd. 代表 株式会社コチコンサルティング代表取締役	長年にわたる経営者としての豊富な経験に基づき、企業経営にかかる幅広い知識と高い見識を備えており、当社社外取締役就任後は当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に充分な役割を果たしていることから監査等委員である社外取締役として選任しています。 また、「独立役員の独立性に関する事項」における独立性に関する判断基準に掲げられている事由に該当がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
千葉　理	○	○	曙総合法律事務所パートナー弁護士 桐蔭横浜大学法科大学院准教授 ケネディックス･レジデンシャル投資法人監督役員 株式会社ウェッブインパクト社外監査役 丸善食品工業社外監査役	弁護士及び複数の企業での社外監査役や法律顧問として培われた専門的な知識、経験等を有していることから、かかる経験に基づく当社経営に対する適切な監査･監督機能が期待できるため、監査等委員である社外取締役として選任しています。 また、「独立役員の独立性に関する事項」における独立性に関する判断基準に掲げられている事由に該当がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査役等委員会の職務執行のため、必要に応じて監査役等委員会補助スタッフを置くこととし、1名を配置しております。　そのスタッフの人事考課および人事異動については、監査役等委員会の同意を要するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、業務監査室、会計監査人及び当社グループの監査役等と、相互に連携を取りながら効果的かつ効率的な監査の実施を図るため、定期的な会合をもち、情報共有及び意見交換を行ってまいります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	人事諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役

補足説明 更新

人事諮問委員会では、当社の取締役（社外取締役を含む）の選任、解任、取締役の個人別報酬、取締役及び執行役員の報酬等の内容に係る方針について、審議・検討を行ない、取締役会に報告を行っております。
提出日現在、人事諮問委員会は、代表取締役会長、3名の社外取締役（うち監査等委員である取締役2名）の計4名により構成されております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

上記コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示の原則3－1(3) に記載のとおりであります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成29年3月期における役員報酬は、社内取締役76,163千円、社内監査役12,600千円、社外役員21,592千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役については、代表取締役会長、3名の社外取締役の計4名により構成される「人事諮問委員会」において審議し、経営環境の変化やグループ全体の業績に応じて定める役員報酬基準に従って報酬額を決定しております。なお、その総額は株主総会において承認された報酬額の範囲内であります。
また監査等委員である取締役については、監査等委員会の協議にて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

企画部その他管理部門が必要に応じて補助・支援を行う体制としております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

(1)取締役会
取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名（うち社外取締役1名）および監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、経営上の意思決定及び業務執行の監督を行っております。

(2)監査等委員会
監査等委員会は、社外取締役2名を含む3名の監査等委員である取締役によって構成し、業務執行取締役に対する監査・監督機能をより強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実に努めてまいります。

(3)執行役員制度
当社は、意思決定の迅速化と外部環境への的確な対応を図るため、意思決定監督機能と業務執行機能を分離し執行役員制度を採用しております。提出日現在執行役員は、6名（取締役兼任2名）の体制をとっております。

(4)人事諮問委員会

人事諮問委員会では、当社の取締役（社外取締役を含む）の選任、解任、取締役の個人別報酬、取締役及び執行役員の報酬等の内容に係る方針について、審議・検討を行ない、取締役会に報告を行っております。提出日現在、人事諮問委員会は、代表取締役会長、3名の社外取締役（うち監査等委員である取締役2名）の計4名により構成されております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監査機能を一層強化し、また経営の迅速な意思決定を確保することを目的に、会社の機関を監査等委員会設置会社としております。
社外取締役2名を含む監査等委員3名で構成する監査等委員会による監査・監督、太陽有限責任監査法人による会計監査を行っており、また、取締役会は、独立役員である社外取締役3名を含む取締役9名の体制において、業務執行の監督機能は充分に機能する体制であると認識しているため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した総会期日の設定をしております。
その他	招集通知、議決権行使についての参考書類、議決権行使の結果を当社ホームページに掲載するとともに、株主総会においては、報告内容、議案の説明に映像機器を利用する等、株主に対して、会社情報の可視化に努めております。 また、当社では株主が総会議案の十分な検討期間を確保することの重要性は認識しつつも、内容の正確性を最優先とする観点から、現在は法定期限である株主総会の日の14日前に招集通知を送付しておりますが、速やかな情報開示の観点から、招集通知の発送に先立ち、その内容を、当社ウェブサイト等へ、株主総会開催日の3週間程度前に公表しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家の皆様に対し、定期的に会社説明会を開催しております。平成29年3月期は2回実施いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家に対し、期末決算発表後に決算説明会を開催しております。また、第2四半期決算発表後においても第2四半期決算説明会を開催しております。 説明会資料につきましては、説明会開催後遅滞なくTDnetおよび当社ホームページにて開示しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料等を中心に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	企画部をIR担当部門に位置づけております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社グループでは、地球温暖化防止のため、東京都の温室効果ガス排出削減義務制度に則り、指定された年度毎の削減目標数値をクリアするための企業活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主や投資家に対し、当社に関する重要な情報を正確にわかりやすく、公平かつ迅速に公表するとともに、情報提供に関する方針として、IRポリシーを策定し、当社ホームページに掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備については、平成29年6月28日開催の取締役会において整備すべき体制を以下のとおり決議し、同決議のもと整備を推進しており、年度毎にその進捗状況をレビューし見直しを行っております。

1）取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役会において企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を定め、取締役・従業員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための規範とします。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に教育等を行うほか、コンプライアンス上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として通報・相談窓口を設置します。また、当社は社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応します。

2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
法令および社内諸規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」といいます。）に記録し、保存します。取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事業活動に係る様々なリスクに対処するため、リスク管理に係る社内諸規程を策定し、総務部を統括部門としてリスク管理体制を構築します。重大事態が発生した際には、社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、被害の拡大を防止します。

4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は取締役・従業員が共有する全社的な目標を定めるとともに、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図ります。
（1）職務権限・意思決定ルールに関する社内諸規程の制定
（2）執行役員制度の採用
（3）取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算設定およびITを活用した業績管理の実施
（4）取締役会および諸会議による業績の定期的なレビューと改善策の実施

5）当社およびグループ会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」といいます。）における業務の適正を確保するための体制
当社は、持株会社として全体最適の観点から必要な経営資源配分を行います。またグループ会社管理規程に従い、各社の自主性を尊重しつつ、以下のとおりグループ各社の業務の適正を確保します。
（1）経営上の重要な事項に関しては、当社への協議または報告を求めるとともに、グループ各社から事業計画等の報告を定期的に受けるものとします。
（2）当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、グループ各社との連携により、当社グループ全体のリスク管理を行います。
（3）グループ中期経営計画の策定とそれに基づくグループ各社の業績目標と予算設定、およびITを活用した業績管理を実施することで、グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保します。
（4）当社グループ全体を対象とするコンプライアンス通報・相談窓口を設置し、これを周知することにより、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性を確保します。
（5）業務監査室は、当社グループの内部監査を適時行います。

6）財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループは、財務報告の信頼性を確保すために、財務報告に係る内部統制の整備、運用を行うとともに、当社内部統制が有効に機能していることを継続的に評価し、必要に応じて改善を実施します。

7）監査等委員会がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制およびその従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
監査等委員会の職務執行のため、必要に応じて監査等委員会補助スタッフを置くこととし、そのスタッフの人事考課および人事異動については、監査等委員会の同意を要するものとします。

8）当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）および従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）または従業員は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、経営上の重要な事項その他当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス通報・相談窓口による通報状況およびその内容をすみやかに報告する体制を整備します。監査等委員会から報告要請があったときには、取締役（監査等委員である取締役を除く）および従業員は速やかに監査等委員会に報告するものとします。
また、当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役または従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。

9）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、会計監査人、業務監査室、グループ各社の監査役等との情報交換に努め、相互の連携を図ります。
また、監査等委員会がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、請求にかかる費用が当該監査等委員会の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、会社はその費用を負担します。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、コンプライアンス体制の充実と強化を図るべく、当社総務部を主管部門と定め、「企業倫理規程」及び「反社会的勢力との関係遮断に関するマニュアル」ならびに日本経済団体連合会の「企業行動憲章」に基づく「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、反社会的勢力との絶縁を掲げております。
日常業務においては、「購買管理規程」を制定し、新規取引開始に際しては、全ての取引先について記事情報の検索システムを用いた信用調査や民間信用調査機関への問い合わせを行い、反社会的勢力との取引を行わないよう十分に配慮しております。
また、「リスク管理規程」に基づき連絡・通報体制を、「ホットライン制度に関する規程」に基づき監視体制を構築し、企業行動に対する反社会的勢

力の関与・介入を防止する体制を整備しております。
万一問題が発生した場合においては、必要に応じて顧問弁護士等の専門家と相談のうえ、速やかに適切な処置をとることとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

---

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート･ガバナンス体制図は下記のとおりです。

